

患者様へ

生活習慣病療養計画書について

この度、厚生労働省の診療報酬に関して重大な変更点がありました。今回の改定は6月からになります。慢性疾患、生活習慣病の中でも特に重点的に高血圧、糖尿病、脂質異常が自覚症状なしに進行すると、動脈硬化を引き起こし、心筋梗塞や脳梗塞、慢性腎臓病、脂肪肝からの肝硬変など気づかぬうちに、症状として引き起こされた際には取り返しのつかない病状に一気に進むこともあり、長期的には合併症を防ぐための方策として、これまでの特定疾患との位置づけを一段上げて、糖尿病、高血圧、脂質異常には生活習慣病として厳重に管理指導するように通達があり、さらにその意識をかかりつけ医と患者が共有すべく、書面で治療計画を作成し、書面に患者様、かかりつけ医の署名が必要となりました。診察時間も長くなることが予想されますので、電子カルテ上に治療計画書の形式を用意し、医師が問診の上で治療計画書を作成いたします。つきましては治療計画書の作成にご協力いただき、内容をご確認の上、診察室での治療計画書の説明および同意と署名にご協力賜りたく存じます。

つじもと内科・循環器内科 院長 辻本豪